

(郡山市森林公園条例の一部改正)

第35条 郡山市森林公園条例(平成7年郡山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(名称及び位置) 第2条 森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="161 371 546 414">名称</th><th data-bbox="557 371 1104 414">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="161 419 546 462">郡山市高篠山森林公園</td><td data-bbox="557 419 1104 462">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="161 467 546 592">郡山市東部森林公園</td><td data-bbox="557 467 1104 592">郡山市田村町金沢字大六地内</td></tr></tbody></table>	名称	位置	郡山市高篠山森林公園	(略)	郡山市東部森林公園	郡山市田村町金沢字大六地内	<p>(名称及び位置) 第2条 森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1137 371 1523 414">名称</th><th data-bbox="1534 371 2080 414">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1137 419 1523 462">郡山市高篠山森林公園</td><td data-bbox="1534 419 2080 462">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="1137 467 1523 592">郡山市東部森林公園</td><td data-bbox="1534 467 2080 592">郡山市田村町金沢字大六、田村町金沢字西ノ田、田村町下道渡字後田及び中田町下枝字猫ノ田地内</td></tr></tbody></table>	名称	位置	郡山市高篠山森林公園	(略)	郡山市東部森林公園	郡山市田村町金沢字大六、田村町金沢字西ノ田、田村町下道渡字後田及び中田町下枝字猫ノ田地内
名称	位置												
郡山市高篠山森林公園	(略)												
郡山市東部森林公園	郡山市田村町金沢字大六地内												
名称	位置												
郡山市高篠山森林公園	(略)												
郡山市東部森林公園	郡山市田村町金沢字大六、田村町金沢字西ノ田、田村町下道渡字後田及び中田町下枝字猫ノ田地内												
<p>(行為の制限) 第5条 森林公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長(第15条の規定により指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者という。以下同じ。)に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条、第7条、第8条(第4号を除く。)、第11条(第5号を除く。))及び第13条(ただし書を除く。)の規定において同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 露店その他これに類する行為</p> <p>(2) 興行</p> <p>(3) 競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金その他これらに類する催しのために森林公園の全部又は一部を独占して利用する行為</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。</p>	<p>第5条 削除</p>												

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないときは、第1項又は前項の許可を与えることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公衆の森林公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。
- (4) 入会、寄附等の勧誘その他これらに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (6) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

5 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、第1項又は第3項の許可に条件を付することができる。

（行為の禁止）

第6条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 森林公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) （略）
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。

（行為の禁止）

第6条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すこと。
- (2) 施設、設備等を損傷すること。
- (3) 樹木を損傷し、若しくは伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) （略）
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (7) 営利又はこれに類する行為（市長が特に認めたものを除く。）をすること。

- (7) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の森林公園の利用に支障のある行為並びに近隣住民及び周辺環境に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (10) 森林公園をその用途外に使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、森林公園の設置の目的に支障を及ぼすこと。

(有料施設等の使用許可)

第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可をしない。

3 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、第5条第1項若しくは第3項の許可又は前条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用料)

- (8) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的に支障を及ぼすこと。

(使用許可)

第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長（第15条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、次条及び第13条の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）をしない。

3 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、有料施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 使用許可後において第6条各号のいずれかに該当したとき。

(使用料)

第9条 使用者（第5条第1項又は第3項の許可を受けた者は除く。第11条において同じ。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
 （使用者の原状回復義務）

第13条 使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき若しくは当該行為を停止されたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、市長に引渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
 （管理の代行）

第15条 市長は、森林公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) (略)

(2) 使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務

(3) ・(4) (略)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
 （使用者の原状回復義務）

第13条 使用者は、有料施設等の使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、市長に引渡さなければならない。

(管理の代行)

第15条 市長は、森林公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) (略)

(2) 有料施設等の使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務

(3) ・(4) (略)

第36条 郡山市森林公園条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(有料施設の使用許可)</p> <p>第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表第1の施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 市長は、有料施設を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可をしない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 市長は、第5条第1項若しくは第3項の許可又は前条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(有料施設等の使用許可)</p> <p>第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可をしない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 市長は、第5条第1項若しくは第3項の許可又は前条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

別表第1 (第7条、第9条関係)

有料施設の使用料

森林公園名	施設		使用料
郡山市高篠山 森林公園	バンガロー		1棟1泊につき5,400円
			1棟日帰りにつき2,700円
	テントサイト	大区画	1区画1泊につき2,800円
			1区画日帰りにつき1,400円
		中区画	1区画1泊につき2,100円
			1区画日帰りにつき1,050円
	小区画	1区画1泊につき1,400円	
		1区画日帰りにつき700円	
郡山市東部森 林公園	バーベキューエリア		1区画日帰りにつき400円

(使用料)

第9条 使用者(第5条第1項又は第3項の許可を受けた者は除く。第11条において同じ。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

別表 (第7条、第9条関係)

有料施設等の使用料

森林公園名	施設及び用具		使用料
郡山市高篠山 森林公園	バンガロー		1棟1泊につき4,200円
			1棟日帰りにつき2,100円
	テントサイト	大区画	1区画1泊につき2,000円
			1区画日帰りにつき1,000円
		中区画	1区画1泊につき1,500円
			1区画日帰りにつき750円
		小区画	1区画1泊につき1,000円
			1区画日帰りにつき500円
	貸しテント		5人用1張1泊につき500円
			5人用1張日帰りにつき250円
			8人用1張1泊につき800円
			8人用1張日帰りにつき400円

備考 (略)

別表第2 (第9条関係)

第5条第1項に掲げる行為の使用料

区分		単位	金額
露店その他これに類する行為	使用面積が35平方メートル以下のもの	1店につき1日	1,100円
	使用面積が35平方メートルを超えるもの	1店につき1日	1,100円に35平方メートルを超えた使用面積1平方メートルにつき30円を加算した額
興行		1平方メートルにつき1日	30円
第5条第1項第3号に掲げる行為		1平方メートルにつき1日	15円

備考 (略)